令和８年度旭川市農業委員会７回総会議事録

１　開催日　　令和８年９月２５日（金曜日）

２　開催時間　　午前９時開会　　午前９時２０分閉会

３　開催場所　　旭川市総合庁舎７階 大会議室Ｃ

４　出席委員　　１９名

	２番　髙橋　一政		４番　吉本　　要
５番　山中　泰典	６番　荒井　尚美	７番　市田　敏行	８番　小竹　一茂
９番　楠　　栄	１０番　北原　浩美		１２番　吉田　豪人
１３番　平田　康則			１６番　橋本　幸博
	１８番　鈴木　正敏	１９番　北邑　英治	２０番　松原　　朗
２１番　湯浅　光二		２３番　廣瀬　康行	２４番　前田　靖雄
	２６番　山田　　孝	２７番　佐藤　慎二	

５　欠席委員

１番　佐藤　絢也	３番　請川　幹恭	１１番　小出　範之
１４番　中島　　張	１５番　千代　　圭	１７番　廣田　健太郎
２２番　石尾　卓也	２５番　只石　博幸	

６　事務局職員

有馬事務局次長	西村副主幹	藤永副主幹
荒戸主査	川原主任	御前

７　傍聴人　　なし

８　議事録署名委員　　５番　山中　泰典　　６番　荒井　尚美

９　議事内容

(1) 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
(2) 議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
(3) 議案第３号　農地法施行規則第２９条第４号の規定による申出について
(4) 議案第４号　農地法第５１条第１項に該当する違反転用事案の報告について
(5) 議案第５号　農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
(6) 議案第６号　現地目証明願について（審議）
(7) 報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
(8) 報告第２号　農地法第５条の規定による届出について
(9) 報告第３号　農地所有適格法人の報告について
(10) 報告第４号　農地法第１８条の規定による通知について
(11) 報告第５号　現地目証明願について（専決）

１０　議事

○議　長（山田　　孝）　ただいまから、令和８年度旭川市農業委員会第７回総会を開会いたします。

本日の出席委員数は１９名であります。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長）　御報告申し上げます。本日の総会に、１番佐藤絢也委員、３番請川委員、１１番小出委員、１４番中島委員、１７番廣田委員、２２番石尾委員、２５番只石委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

５番山中委員、６番荒井委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議事に入ります。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）　日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは１ページないし５ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が９件、賃貸借権の設定が１件の合計１０件でございます。

地区の内訳は、所有権移転が、東鷹栖地区２件、江神地区１件、西神楽地区１件、東旭川地区５件、賃貸借権の設定が、永山地区１件となっております。

番号１番及び７番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号２番ないし６番及び８番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号９番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号１０番につきましては、貸主が参加する法人に農地を貸し付ける案件でございます。

いずれも、議案補足資料１ページないし１０ページの農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第１号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第１号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第２議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　日程第２議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは７ページ、議案補足資料は１１ページないし１５ページでございます。

本件は、農用地区域内農地において、砂利採取のために一時転用をしようとするものです。

議案補足資料１１ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR桜岡駅から北西に約１．４ｋｍに位置します。

次に、資料１２ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、危険表示や有刺鉄線による柵で囲われ、沈砂池が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料１５ページの総括表に記載しております。詳しくは資料１３ページ及び１４ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。

なお、転用面積が３０ａを超えるため、北海道農業会議に意見聴取が必要となります。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第２号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第２号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取を行った後、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第３議案第３号「農地法施行規則第２９条第４号の規定による申出について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　日程第３議案第３号「農地法施行規則第２９条第４号の規定による申出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは９ページ、議案補足資料は１６ページないし１８ページでございます。
本件につきましては、東旭川地区の認定農業者が農業用施設を設置するに当たり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無について判断をいいただくものです。なお、支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、北海道に意見照会し、農業委員会の判断が適当であるとされた場合に、農地法の規定による転用許可が不要となります。
議案補足資料１６ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川東郵便局から北東に１．０ｋｍに位置します。
次に，資料１７ページ土地利用計画図を御覧ください。
申請地には，格納庫ハウスを整備する計画です。
次に、資料１８ページの農地転用総括表を御覧ください。「６　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄」に記載のとおり、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはなく、また、申請地の位置的にも、集団的に存在する農地を分断するおそれはないものと考えられます。
なお、本件につきましては、事前にＪＡ及び土地改良区から申請地を農業用施設用地にして支障ない旨の意見をいただいておりますことを申し添えます。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第３号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第３号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第４議案第４号「農地法第５１条第１項に該当する違反転用事案の報告について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　日程第４議案第４号「農地法第５１条第１項に該当する違反転用事案の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは１１ページ、議案補足資料は１９ページないし２４ページでございます。

農地法の許可を受けずに農地を転用したことにより農地法第５１条第１項に該当する違反転用事案について、北海道農地法事務処理要領に基づき農業委員会の意見を付して、北海道知事に報告しようとするものです。

議案補足資料１９ページの位置図を御覧ください。

当該地は上川総合振興局から北東に約１．６ｋｍに位置します。

次に、資料２０ページないし２２ページの顛末書、土地利用計画図を御覧ください。

本件は農振農用地区域内農地において、転用許可を受けず、令和７年 10 月に駐車場等が造成されたものです。駐車場等は隣接する園芸店の事業地を拡大したものであり、所有者が農地転用には該当しないと誤った判断をし、自ら転用を行ったものです。

次に，資料２３ページ及び２４ページの違反転用事案報告書案を御覧ください。

昨年１１月に現地調査を行い、違反転用を確認した後、違反者に事情を確認し、周辺の農地及び水路に被害がないこと、違反者から提出された顛末書において反省及び再発防止策が示されており、既存事業地の拡張であり、農振農用地区域内農地から除外された場合は転用許可要件を満たすと考えられることから、農業委員会の意見を「原状回復を求めず、転用許可の追認を行うことが妥当である。」としております。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第４号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第４号について「異議なし」と認め、議案のとおり北海道に報告することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第５議案第５号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒戸主査）　日程第５議案第５号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは１３ページないし１９ページ、議案補足資料は２５ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転、利用権設定ともに８件、合計１６件でございます。利用権設定につきましては、全て賃貸借権となっております。

地区の内訳及び面積につきましては、所有権移転は、西神楽地区２件、東旭川地区６件、合わせて２６．２９haでございます。また、利用権設定につきましては８件すべてが東旭川地区で、合わせて１８．１２haでございます。

所有権移転は、即売りタイプが３件、貸付タイプの買入が３件、売渡が２件です。

利用権設定は、期間満了再設定が５件、借主変更が３件となっております。

なお、議案補足資料には、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しておりますので、合わせて御確認ください。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第５号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第５号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第６議案第６号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒戸主査）　日程第６議案第６号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは２１ページないし２３ページでございます。

江神地区で３件、西神楽地区で３件、東旭川地区で２件の合計８件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第６号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第６号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第７報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹）　日程第７報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは２５ページないし３０ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に１０件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区４件、江神地区３件、西神楽地区１件、東旭川地区２件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第１号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第８報告第２号「農地法第５条の規定による届出について」を報

告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹）　日程第８報告第２号「農地法第５条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは、３１ページでございます。

本件につきまして、市街化区域内の農採地の転用のための権利移動の届出が１件ございました。

本件は、住宅建築のため所有権移転する案件でございます。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第２号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第９報告第３号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）　日程第９報告第３号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは３３ページ、議案補足資料は２６ページないし３３ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に８件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第３号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第１０報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　日程第８報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは３５ページないし３７ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で１件、東旭川地区で９件、合計で１０件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第４号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第１１報告第５号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹）　日程第１１報告第５号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは３９ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が５件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でございました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第１２条及び旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第５号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第５号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和８年度旭川市農業委員会第７回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員　山中泰典

署名委員　荒井尚美